

令和7年度第1回士別市社会教育委員の会議議案

□と き 令和7年5月27日（火）午後3時10分

□ところ 士別市民文化センター1階 研修室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 正副議長の選出について

4 文化賞審議委員の選出について

5 報告事項

(1) 令和7年度士別市教育推進の重点について 資料1

(2) 社会教育委員連絡協議会表彰候補者の推薦について

(3) 人材交流・文化振興補助事業の社会教育委員意見聴取について

(4) 第3期士別市人づくり・まちづくり推進計画について 資料2

6 研究活動

(1) 令和7～8年度社会教育委員の研究活動テーマについて 資料3

①社会教育・社会教育委員の役割について

②研究活動テーマの概要について

令和 7 (2025) 年度 士別市教育推進の重点

情報技術の革新やグローバル化の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う「新たな日常」に向けた急速な社会生活環境の変化などにより、人々の価値観や生活様式、ワークスタイルが大きく変わる中、将来の予測が困難な時代となっている。

こうしたなか、国の教育振興基本計画においては、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトとし、「地域や学校で共に学び支えあう社会の実現に向けた教育の推進」や「教育DXの推進」などの基本的方針に基づき、「確かな学力の育成」、「豊かな心の育成」、「健やかな身体の育成」、「生涯学び、活躍できる環境整備」などの教育政策の目標を示している。

士別市教育委員会では、地域コミュニティを基盤とした学校教育、社会教育、スポーツなどが一体となり、「市民だれもが先生になれ、だれもが生徒になれるまち」として、世代を問わず、地域社会のなかで個人それぞれが幸せや生きがいを感じられるよう、生涯学習を通じて市民に根差したウェルビーイング(心身の健康)の維持・向上をめざしていく。

とりわけ、コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な取り組みや小・中・高の連携及び小・中の一貫的な教育活動の推進などにより、持続可能な社会の創り手となることのできる教育活動を押し進めていく必要がある。

こうした現状や考え方のもと、士別市教育大綱の基本理念と基本目標に基づき、令和7(2025)年度に推進する本市教育推進の重点については、次のとおりとする。

1. 子どもたちの可能性を引き出す教育の推進

(1) 新しい時代に必要とされる資質・能力の育成

【基本方針】

生きる力となる知識・技能及び思考力・判断力・表現力等をバランスよく育んでいくため、基礎的・基本的内容を確実に習得、習得した内容を主体的に活用、義務教育9年間の学びの連続性を踏まえた指導を実施する。

また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進と家庭・地域と連携した望ましい学習・生活習慣の確立を図り、教職員を対象とした夏季、冬季のスキルアップセミナーの継続実施、家庭や地域に対する望ましい生活・学習習慣の定着に向けた啓発を実施する。

【重点的施策・事業】

(学校教育) 教育研究・教育目標推進事業、学習振興事業、学校図書館・少額理科設備整備事業

(2) ふるさと教育・キャリア教育の推進

【基本方針】

教室での学びを深め、社会とのつながりを体験する取り組みとして、企業・事業所等の協力のもとでの職場体験、土別東高校による地域社会に貢献する人材を育むインターンシップなどを実施する。

地元の方々や土別に縁のある方々が講師となり子どもたちとのふれ合いを大切にしたい学びの機会をつくり、「だれもが先生になれ、だれもが生徒になれるまち」の実践を展開する。

【重点的施策・事業】

(学校教育・社会教育) みよし市・川内村小学生交流事業

(東高) 対外活動奨励補助事業、高校教育振興事業

(社会教育課・中央公民館) 子ども文化活動推進事業

(3) 健康教育・食育の充実

【基本方針】

全教育活動を通じ、養護教諭や栄養教諭、保護者と連携を図りながら、健やかな体の育成を図る取り組みを推進する。

健康教育の面から、う蝕予防対策として、小学生の各家庭の希望者が校内でフッ化物洗口を行なえる環境づくりを進める。

土別市スポーツ協会と連携し、子どもたちの運動能力向上を図るほか、市内全小中学校の体育科においては、引続き、小学校の体育エキスパート教諭、中学校の体育スペシャリスト教諭を中心とした体力向上等の授業改善に取り組む。

学校給食においては、児童生徒の心身の健やかな成長を促すため、安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供に努める。

【重点的施策・事業】

(学校教育課) 学校保健推進事業(フッ化物洗口)

(給食センター) 学校給食センター管理運営事業、学校給食センター整備事業、ふるさと給食事業

(4) 特別支援教育の推進

【基本方針】

授業や活動内容によって特別な支援等を必要とする児童生徒に対し、より適切な指導と必要な支援を提供するため、特別支援教育支援員の配置、ことばに関する通級指導などの支援を継続実施する。

土別市特別支援教育連携協議会において、関係機関と連携し、就学支援体制や研修機会の充実に向けた取り組みを進める。

【重点的施策・事業】

(学校教育) 特別支援教育就学事業

2. 学びの機会を保障し、教育の質を高める環境の整備

(1) ICTを効果的に活用した教育の推進

【基本方針】

ICT端末を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進に向けて、情報教育推進に関わる資料提供するとともに、ソフトやハード面の教育環境づくりに努める。

令和2年度に導入した学習用ICT端末については、児童生徒用端末の更新を行うとともに、6年度に実施したネットワークアセスメントの結果を踏まえ、校内通信環境の改善を図る。

このほか、デジタル教科書や授業支援アプリなどの活用をはじめ、AIドリルについて調査研究を行うなど、教育の質を高めるための取り組みを推進する。

【重点的施策・事業】

(学校教育) 学習支援事業、情報通信教育推進事業

(東高) 高等学校整備事業

(2) いじめ防止等の取り組みの充実

【基本方針】

「土別市いじめ防止基本方針」を踏まえ、教職員一体となった組織的対応のもと、子ども理解の感度を高め、日常的な実態把握及び認知された時点での早期の対応を行う。

虐待やヤングケアラーなどに対策として、学校や関係機関、スクールカウンセラーなどとも連携し、適時・適切な対応に努める。

不登校児童生徒に対しては、不登校・いじめ対策連絡会において、関係機関等との支援方法の共有化や方策等を協議し、その後の支援につなげる。

また、適応指導教室「ウイズ」での児童生徒の特性に応じた指導と支援を行う。

【重点的施策・事業】

(学校教育) 不登校・いじめ問題等対策事業

(3) 子どもと向き合う時間の確保

【基本方針】

学校の良い職場環境や心理的な安全性を保つため、校務支援システムを活用した勤務時間の把握・管理のほか、教職員一人ひとりの意識改革に努めながら、支援員や相談員なども含めた「チーム学校」としての体制づくりを推進する。

部活動の地域展開に関わっては、子どもたちのスポーツ・文化活動のあり方について、学校、PTA、各スポーツ団体や文化団体などと連携し、地域展開検討協議会において、分野・種目ごとの特性や地域の実態を踏まえた持続可能な活動とするための環境整備等を構築する。

【重点的施策・事業】

(学校教育) 学習振興事業、学校事務職員配置事業、部活動地域移行促進事業

(4) 学びのセーフティネット等の構築

【基本方針】

未耐震校舎である朝日中学校については、9年度より糸魚小学校との小中一貫による「義務教育学校」開校をめざし、引き続き地域、保護者との協議を進める。

児童生徒の夏場の高温対策や避難先としての防災機能の向上という観点からも、全ての小学校に空調設備の設置が完了したほか、中学校への設置に向けて調査を行ったところであり、引き続き全校設置を進める。

収入による教育格差が生じることのないよう、引き続き、就学援助による支援を行い、国の基本的取扱いや他自治体の取り組みなどを踏まえ調査・検討を進める。

【重点的施策・事業】

(学校教育課) 学習支援事業、遠距離等通学助成事業、奨学資金貸付事業、教育格差解消事業、小学校整備事業、小学校閉校記念事業、中学校整備事業、中学校空調設備整備事業、高等学校バス通学補助事業

(東高) 高校教育振興事業

3. 地域と一体となった持続可能な教育の実現

(1) 地域と学校の連携・協働の推進

【基本方針】

学校教育の中で子どもたちが社会とつながり、自身の目標達成のために積極的に行動する力を育むため、幅広い地域人材の参画による連携・協働が図られる教育活動及び教育環境の充実をめざす。

地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの更なる人材の発掘に努めるとともに、各学校が実践している郷土愛を育む教育活動が充実するよう支援する。望ましい学習習慣や生活習慣の定着や様々な年代の方々との交流も取り入れた事業を展開する。

【重点的施策・事業】

(中央公民館) 子ども会育成連絡協議会補助事業、こども夢トーク推進事業、子ども議会チャレンジ応援事業

(社会教育課) 社会教育推進事業、学校・家庭・地域連携協力推進事業

(社会教育課・中央公民館) 子どもの学習・生活習慣定着推進事業

(市民文化センター) 市民文化センター施設環境整備事業

(2) 生涯学習・社会教育の振興

【基本方針】

これまで学んだことを活かせる社会、世代を超えて「だれもが先生になれ、だれも

が生徒になれるまち」をめざした生涯学習・社会教育の振興の場づくりを展開する。

【重点的施策・事業】

- (社会教育課) 文化活動補助事業、人づくり・まちづくり推進事業
- (中央公民館) 高齢者学習推進事業、市民自主企画事業 (マイプラン・マイステージ)、
公民館講座推進事業

(3) スポーツの振興

【基本方針】

「健康・スポーツ都市宣言」のもと、すべての市民が、それぞれの関わり方でスポーツに親しむことや健康を意識した運動の習慣化など、「市民皆スポーツ」の実現に向けた健康増進やスポーツ振興につながる取り組みを推進する。

【重点的施策・事業】

- (合宿の里・スポーツ推進課) スポーツ合宿推進事業、総合型スポーツクラブ推進補助事業、スポーツイベント開催事業、市民スポーツ振興事業、児童・生徒大会参加交通費助成事業、体育施設整備事業、陸上競技場整備事業

(4) 文化・芸術活動の振興

【基本方針】

豊かで潤いのある生活を送るため、優れた芸術文化に接する機会を創出し地域文化の振興に努める。

各種サークルや団体による自主的な芸術・文化活動により、更なる地域文化の向上に努める。

各学校の教育課程に基づき、教育活動の質を高める演劇やダンスなどの児童生徒の表現力の育成等の社会的成長をめざす。

市立図書館においては、幅広い世代が本とふれあい、学びを支援することができるよう図書資料の充実にも努め、より市民に親しまれる図書館をめざす。

市立博物館においては、地域性・話題性のある講座を開催する。

生涯学習情報センター「いぶき」においては、市民の生涯学習活動の拠点として利用を促進するとともに、創作作品の発表の場として市民に身近な施設づくりを進める。

【重点的施策・事業】

- (社会教育課) 人材育成・文化振興事業、
- (中央公民館) 市民総合文化祭事業、
- (図書館) 図書館管理運営事業、図書・資料整備事業、図書館活動事業、ブックスタート事業、市民文芸活動振興事業、生涯学習情報センター整備事業、生涯学習展示活動事業、
- (博物館) 子ども文化活動推進事業、博物館・公会堂展示館管理事業、博物館・公会堂展示館整備事業、特別展示活動事業、教育普及活動事業、特別学芸員調査研究活動事業
- (地域文化課) 子ども芸術劇場事業、あさひサンライズホール管理運営事業、

サンライズホール整備事業

人づくり・まちづくり推進計画策定方針

1 計画策定の趣旨

士別市では、士別市教育大綱の基本理念である「士別市は、すべての市民が生涯のあらゆる段階で、さまざまな機会をとらえて主体的に学ぶことで、個性や能力を伸ばせる環境を整えます。

すべての子どもたちが、士別で育ち・学ぶことに誇りを持ち、自らの意志を持って、人にやさしく、自分を大切に、夢の実現に向かって進む豊かな人格を養うことをめざします。

歴史と文化を尊重し、士別市が豊かな地域社会として発展していく主役となる人づくりをみんなの力で進めます。」に基づき、学校教育、社会教育、スポーツの振興、文化芸術の振興、教育環境の整備において、それぞれ基本目標を設定し、2008（平成20）年から第2期にわたり本市が目指す教育の基本的な理念や目標などを示した「士別市人づくり・まちづくり推進計画」を策定し、生涯学習を進めてまいりました。

現在の「第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画」が2025（令和7）年度に計画の最終年を迎えるところであり、今後においても本市の生涯学習を継続的に進めるためにも新たな推進計画の策定が必要となります。

こうしたことから、士別市では世代を問わず、個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、生涯学習を通じて市民に根差したウェルビーイング（心身の健康）の維持・向上をめざします。

単に学ぶだけではなく、学んだ成果を生かせる社会は誰もが幸せに暮らせる社会であり、個人の幸福が社会の発展につながっていきます。

引き続き「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の実現のため、横断的な連携・協働体制のもとに施策を進めるとともに、市民と行政との連携のもとで、生涯学習の推進を総合行政ととらえ生涯学習を推進できるよう「第3期士別市人づくり・まちづくり推進計画」を策定します。

2 計画の構成

第3期士別市人づくり・まちづくり推進計画は、

第1章 「生涯学習の必要性和計画の考え方」

第2章 「人づくり・まちづくりの基本構想」

第3章 「人づくり・まちづくりの基本計画」

の3章で構成します。

3 計画の展開

基本計画に基づく具体的な施策・実施事業については、毎年度、計画と実績を管理します。

4 計画の期間

この計画期間は、令和8（2026）年度を初年度に、向こう8年間の令和15（2033）年度までとします。なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて、適宜見直します。

5 他の計画との関連

この推進計画は、「第2次士別市まちづくり総合計画」（令和8（2026）年度～令和15（2033）年度）に基づく個別計画として位置付け、その他関連する計画との整合性や調和のもとに、その推進を図ります。

「士別市男女共同参画・生涯学習」

に関するアンケート調査

～ ご協力をお願い ～

市民の皆さまには、日頃から市政の推進にご理解とご協力をいただき、深く感謝しております。

士別市では、男女共同参画社会の実現に向けて、「～男女がともにきらめくまちプラン～第3期士別市男女共同参画行動計画」や生涯学習計画として「第2期士別市人づくり・まちづくり推進計画」を策定し、取り組みを進めています。

このアンケート調査は、令和8年度からの新たな計画を策定するため、「男女共同参画」や「生涯学習」に関する皆さまのご意見をお聞きし、基礎資料とするものです。お答えにくい質問については、未記入で構いません。

士別市にお住まいの満18歳以上の800人を無作為に抽出し、アンケートのご協力をお願いしています。

お忙しいところ恐縮ですが、アンケートの趣旨についてご理解いただき、市民の皆さまがいきいきと暮らせるよう計画づくりに向けて、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、調査の目的以外での使用や個人情報が遺漏しないようにいたしますので、安心してご記入ください。

令和7年6月

士別市長 渡辺英次

ご記入いただいた回答用紙を、同封の返信用封筒にて返信いただくか、下記QRコードからご回答をお願いします。

回答締切：7月7日（月）まで

※返信用封筒にて返信する場合は、
切手を貼らずにそのまま投函してください

QRコード

【担当】 ■アンケートP.1～8に関する問合せ

士別市役所 総務部 企画課 (☎26-7790)

■アンケートP.8～13に関する問合せ

教育委員会 生涯学習部 社会教育課 (☎26-7308)

■あなた自身のことについておたずねします。

(それぞれあてはまる番号1つに○をつけてください。)

【問1】 あなたの性別は。

1. 男性
2. 女性
3. 1と2にあてはまらない

【問2】 あなたの年齢は。(基準日：6月1日現在)

1. 18～19歳
2. 20～29歳
3. 30～39歳
4. 40～49歳
5. 50～59歳
6. 60歳以上

【問3】 あなたの職業は。

1. 会社・団体・公務員などの正社員・正職員
2. 派遣・契約社員
3. パート・アルバイト
4. 自営業主または家族従業員(農業・林業・商業・製造業・サービス業など)
5. 学生
6. 家事専業
7. 無職(家事専業を除く)
8. その他()

【問4】 あなたは結婚(事実婚を含む)をしていますか。

1. 未婚
2. 既婚(配偶者・パートナーあり)
3. 既婚(離別・死別)

◆既婚(配偶者・パートナーあり)とお答えした方におたずねします。

あなたは共働きですか。

1. 共働きである
2. 共働きでない

【問5】 あなたの家族構成は。

1. 単身世帯
2. 一世代家庭(配偶者・パートナー)
3. 二世世代家族(親と子)
4. 三世世代家族(親と子と孫)
5. その他()

■男女の役割意識について

【問6】 家庭や結婚などに対するあなたの考え方についておたずねします。

(1)～(9)の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んで番号に○をつけてください。

項目	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	どちらともいえない
(1) 男性は仕事、女性は家庭を中心とした方が 良い	1	2	3	4	5
(2) 女性が家族の介護をした方が良い	1	2	3	4	5
(3) 母親は、子どもが小さい時は、子育てに 専念した方が良い	1	2	3	4	5
(4) 三世同居で暮らすのが理想的である	1	2	3	4	5
(5) 男性も家事や子育てに積極的に関わり、 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・ バランス）を図るべきである	1	2	3	4	5
(6) 結婚は個人の自由であるから、結婚しても しなくてもどちらでも良いと思う	1	2	3	4	5
(7) 夫婦が希望すれば、夫婦別姓を認めて良い と思う	1	2	3	4	5
(8) 結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要は ない	1	2	3	4	5
(9) これからは、さらに女性の社会参加を 進める必要がある	1	2	3	4	5

【問7】 日常的な家庭の仕事の分担について、あなたのご家庭の実態をおたずねします。
 (配偶者がいない方は、「いる」と仮定して、どのようにしたいかお答えください。)

項目	主に夫	夫婦共同 (協働)	主に妻	その他 該当しない
(1) 食事のしたく	1	2	3	4
(2) 食事の後片付け	1	2	3	4
(3) そうじ	1	2	3	4
(4) ごみ出し	1	2	3	4
(5) 洗濯	1	2	3	4
(6) 食品や日用品の買い物	1	2	3	4
(7) 子育て	1	2	3	4
(8) 家族の看護・介護	1	2	3	4
(9) 家計の管理	1	2	3	4
(10) 除雪	1	2	3	4
(11) 自治会などの地域活動	1	2	3	4
(12) PTAなどの教育活動	1	2	3	4

■男女平等に関する意識について

【問8】 あなたは、「現在、男女平等がどの程度実現されている」と思われますか。
 (1)～(6)の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んで
 番号に○をつけてください。

項目	男性が 優遇されて いる	男性が どちらか 優遇され てい る	平等 である	女性 が 優遇 され てい る	女性 が 優遇 され てい る	わ か ら な い
(1) 家庭生活(家事・育児・介護)	1	2	3	4	5	6
(2) 職場(採用・処遇・労働環境)	1	2	3	4	5	6
(3) 社会通念・慣習・しきたり	1	2	3	4	5	6
(4) 法律や制度	1	2	3	4	5	6
(5) 地域・社会	1	2	3	4	5	6
(6) 学校(児童・生徒への教育)	1	2	3	4	5	6

【問9】 あなたは、「女性が働き続けるために必要なこと」は何だと
 思いますか。次の中から3つまで選び、番号に○をつけてください。

1. 賃金や仕事内容などの労働条件の男女差をなくす
2. 労働時間や就業時間に柔軟性を持たせるなど、働きやすい労働条件を確保する
3. 育児・介護のための施設やサービス、休業制度などを充実させる
4. 家事・育児・介護は女性がするものという社会の意識改革をする
5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る
6. 女性に対する研修や昇進・昇格の機会を確保する
7. その他（具体的に _____)
8. 特に必要なことはない

■男女の人権について

【問10】 あなたは、配偶者をはじめとするパートナーや恋人に、次のような
 ことを「されたこと」、「したこと」がありますか。あてはまるもの
 すべてを選び、番号に○をつけてください。

※「パートナー」には、配偶者、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した
 相手、事実婚を解消した相手）も含まれます。

	何 度 も さ れ た	数 回 さ れ た	さ れ た こ と は な い	何 度 も し た	数 回 し た	し た こ と は な い
(1) 何を言っても無視する	1	2	3	4	5	6
(2) 交友関係や電話・メール、 行動を細かく監視する	1	2	3	4	5	6
(3) 大切にしているものをわざと 壊したり捨てたりする	1	2	3	4	5	6
(4) 「誰のおかげでお前は 食べられるんだ」などと言う	1	2	3	4	5	6
(5) 生活費を渡さないなど、 経済的に押さえつける	1	2	3	4	5	6
(6) 怒鳴ったり、なぐるふりなどを して、おどす	1	2	3	4	5	6
(7) なぐったり、けったり、ものを 投げつけたりする	1	2	3	4	5	6
(8) 避妊に協力しない	1	2	3	4	5	6
(9) 相手がいやがっているのに 性的な行為を強要する	1	2	3	4	5	6
(10) 「バカ」「役立たず」など 人格否定することを言う	1	2	3	4	5	6

◆問10で「何度もされた」、「数回された」と回答した方におたずねします。

【問11】 その後、あなたはどんな対応をしましたか。また、どこか（だれか）に相談しましたか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. どこ（だれ）にも相談しなかった
2. ふたり（夫と妻、パートナー・恋人同士）で話し合った
3. 親や兄弟姉妹、友人、知人に相談した
4. 公的機関（市役所、女性相談センターなど）に相談した
5. 安全なところに避難した
6. 学校関係者（教員・スクールカウンセラーなど）に相談した
7. 医療機関に相談した
8. 警察に連絡・相談した
9. 何もしないで我慢した
10. その他（具体的に)

※スクールカウンセラー：教育機関において心理相談業務に携わる心理職専門家

◆問11で「1どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した方におたずねします。

【問12】 相談しなかった理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. どこ（だれ）に相談したらよいのかわからなかった
2. 恥ずかしくてだれにも言えなかった
3. 相談してもムダだと思った
4. 相談した相手に嫌なことを言われたり、不快な思いをさせられるかもしれないと思った
5. 自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思った
6. 世間体があるから
7. 他人を巻き込みたくなかった
8. 自分にも悪いところがあると思った
9. 相手の行為は愛情表現だと思った
10. 相談するほどのことではないと思った
11. その他（具体的に)

【問13】 あなたはドメスティック・バイオレンス（DV）をなくすためには何が必要だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 家庭や学校における男女の人権尊重や性についての教育を充実する
2. 暴力や性に関する意識改革のための啓発をする
3. 加害者に対するカウンセリングや更生プログラムなどを実施する
4. 警察や裁判所に被害届を出しやすい環境をつくる
5. 法律・制度の制定や見直しを行なう
6. その他（具体的に)

■性の多様性について

【問14】 あなたは、現在、性的少数者の方にとって、偏見や差別により生活しづらい社会だと思いますか。

1. そう思う
2. どちらかといえば思う
3. どちらかといえば思わない
4. 思わない
5. どちらともいえない
6. わからない

【問15】 あなたは、性的少数者に対する理解の促進や支援には、どのような取組が必要だと思いますか。次の中から3つまで選び、番号に○をつけてください。

1. 職場や学校等における理解の促進
2. パートナーシップ制度の導入
3. 専門相談窓口の設置・充実
4. 行政機関による啓発や広報活動の推進
5. 職場や学校等のトイレや更衣室の改善
6. 申請書や届出書など各種書式の性別欄の改善
7. 悩みや情報が共有できる居場所づくり
8. 企業のDEIへの取組の可視化
9. その他（具体的に _____）

※性的少数者：体の性別とところの性別が一致しない人や同性愛者など、性的指向や性自認が異なる人々のこと

※パートナーシップ制度：各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度

※DEI：あらゆる人が公平に扱われ、尊重され、組織・社会において包括される状態を目指すこと



■男女共同参画社会への取り組みについて

【問16】 あなたは、男女共同参画に関する事項について、どの程度知っていますか。
 (1)～(12)の各項目について、あてはまる番号をそれぞれ選んで○をつけてください。

	内容 まで 知っ てい る	見 聞 き し た こ と が あ る	知 ら な い
(1) 士別市男女共同参画行動計画	1	2	3
(2) 士別市男女共同参画推進条例	1	2	3
(3) 士別市DV専用ホットライン	1	2	3
(4) 女性の人権ホットライン	1	2	3
(5) 男女共同参画社会	1	2	3
(6) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	1	2	3
(7) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	1	2	3
(8) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する女性の健康と権利）	1	2	3
(9) L G B T Q（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー・クエスチョニング）	1	2	3
(10) アウティング（了承なく、その人の性自認や性的指向を暴露すること）	1	2	3
(11) 性的少数者（体の性別とところの性別が一致しない人や同性愛者など、性的指向や性自認が異なる人々）	1	2	3
(12) アンコンシャス・バイアス（無意識のうちに形成された偏見や思い込み）	1	2	3

「男女共同参画社会」とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。（男女共同参画社会基本法第2条）

【問17】 あなたは、「男女共同参画社会を実現するために、今後どのようなことに力を
入れていくべき」だと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 男女共同参画の視点に立った教育や学習活動を充実する
2. 審議会など政策や方針を決定する場に女性を積極的に登用する
3. 地域や団体で活躍できる女性リーダーを育成する
4. 男女共同参画に関する講演会・講座等を開催する
5. 働く場での男女格差をなくすため事業主などへの啓発を行う
6. 女性に対する暴力（セクシュアル・ハラスメントや配偶者・パートナーからの暴力）
の防止や被害者への支援を充実する
7. 男性に対する暴力（セクシュアル・ハラスメントや配偶者・パートナーからの暴力）
の防止や被害者への支援を充実する
8. 女性のための相談機関・相談機能を充実する
9. 男性のための相談機関・相談機能を充実する
10. 保育サービスや介護サービスを充実する
11. その他（具体的に _____)

【問18】 男女共同参画社会実現のために、ご意見・ご要望がありましたら、自由に記入
してください。

■生涯学習について

「生涯学習」とは、生涯のいつでも、どこでも、自由に行う学習活動のことで、学校教育や
公民館における社会教育など、自分から進んで行う学習やスポーツ、文化活動、趣味、ボラ
ンティア活動などのことをいいます。

【問19】 あなたは、この1年くらいの間に「生涯学習」を行いましたか。

1. 行った ⇒問20、問21、問22へ
2. 行っていない ⇒問23へ

◆問19で「1. 行った」と回答された方のみにお聞きします。

【問20】 あなたがこの1年くらいの間に行った学習活動について、次の中からあてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）
2. 教養的なもの（文化、歴史、科学、語学など）
3. 社会問題に関すること（社会、時事、国際、環境など）
4. 健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）
5. 家庭生活に役立つ技能（料理、和洋裁、編み物など）
6. 育児、子育て支援、教育に関すること（育児サークル、PTA活動・学校授業の支援など）
7. 就職や転職のために必要な知識・技能
（就職や転職に関係のある知識の習得や資格の取得）
8. 仕事に関係のある知識の習得や資格の取得に関すること
9. ICTに関すること
（パソコン、スマートフォン、タブレットの活用、インターネットやオンライン会議など）
10. ボランティア活動のために必要な知識・技能
11. 自然体験や生活体験などの体験活動
12. その他（具体的に)

◆問19で「1. 行った」と回答された方のみにお聞きします。

【問21】 あなたは、その学習活動をどのような場所で行いましたか。次の中からあてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 文化センター、サンライズホールなどの文化施設
2. 生涯学習情報センター、図書館、博物館
3. 公民館施設、自治会館
4. 他の公共施設（児童福祉施設・福祉施設など）
5. 民間の施設（貸会場・企業会議室など）
6. 総合体育館、野球場、スキー場、プールなどのスポーツ施設
7. 学校施設の開放（特別教室・体育館）
8. 通信教育（放送大学など）
9. テレビやラジオ、インターネット
10. 自宅での学習活動（書籍など）
11. 公園や観光地などの屋外
12. その他（具体的に)

◆問19で「1. 行った」と回答された方のみにお聞きします。

【問22】 あなたは、その学習活動を通じて身につけた知識・技術や経験をどのように生かしていますか。(1)～(7)の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んで○をつけてください。

	生かしている	どちらかと言え 生かしている	どちらとも言えない	どちらかと言え 生かしていない	生かしていない
(1) 仕事や職業で生かしている	1	2	3	4	5
(2) 資格の取得に役立っている	1	2	3	4	5
(3) まちづくりやボランティア活動などに生かしている	1	2	3	4	5
(4) 子どもたちを育むための活動に生かしている	1	2	3	4	5
(5) 他の人(子どもたちを除く)の学習やスポーツ活動、文化活動などの指導に生かしている	1	2	3	4	5
(6) 自分の人生をより豊かにしている	1	2	3	4	5
(7) 自分の健康維持・増進に役立っている	1	2	3	4	5

【問23】 (1)～(2)の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んで○をつけてください。

	そう思う	どちらかと言え そう思う	どちらとも言えない	どちらかと言え そう思わない	そう思わない
(1) あなたは現在の生活に、満足していますか	1	2	3	4	5
(2) あなたはいきがいを感じて、生活していますか	1	2	3	4	5

【問24】 あなたは、士別市の生涯学習の実態についてどのように捉えていますか。

(1)～(8)の各項目について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んで番号に○をつけてください

	そう 思う	ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 う	ど ち ら と も 言 え な い	ど ち ら か と 言 え ば そ う 思 わ な い	そ う 思 わ な い
(1) 公民館講座や博物館講座などで学習した成果を生かす場が多いと思う	1	2	3	4	5
(2) <u>マイプラン・マイスタディ</u> などを利用し、市民が自ら学習に取り組もうとする人が多いと思う	1	2	3	4	5
(3) インターネットを活用した学習やそれを支援する仕組みが充実していると思う	1	2	3	4	5
(4) 市役所などの行政機関が、まちづくり団体やボランティア団体と連携した取り組みを活発に行っていると思う	1	2	3	4	5
(5) 自治会・町内会などの活動が活発に行われていると思う	1	2	3	4	5
(6) 子どもたちが体験活動を行う場やその機会が多いと思う	1	2	3	4	5
(7) <u>子ども議会チャレンジ応援事業</u> や <u>地域学校協働活動</u> など多くの市民が子どもたちの活動に関わりを持っていると思う	1	2	3	4	5
(8) 家庭教育や子育てに関する学習・相談の機会が充実していると思う	1	2	3	4	5

※マイプラン・マイスタディ：市民団体またはサークルが、自主的に企画・運営する学習活動に対し、支援を行う事業

※子ども議会チャレンジ応援事業：市内中学生が日常生活や学校生活における課題を自ら考え、解決に向けて自分たちのできることを企画・実践する事業

※地域学校協働活動：地域住民その他の関係者が学校と協働して行う学校支援活動

【問25】 あなたは、地域活動についてどのように考えていますか。下記の（１）～（４）について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んで番号に○をつけてください。

	参加したことがあり、 今後参加したい	参加したことがないが、 参加してみたい	参加したことがあるが、 参加したくない	参加したことがなく、 参加したくない	わからない
（１）学校教育を支援する活動	1	2	3	4	5
（２）生活課題を抱える人や子育てなどを支援する活動	1	2	3	4	5
（３）まちづくりや災害などを支援する活動	1	2	3	4	5
（４）自然保護、リサイクル運動などを支援する活動	1	2	3	4	5

【問26】 あなたは、機会があれば再び学びたいと思うものはありますか。
次の中からあてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 趣味的なもの（音楽、美術、華道、舞踊、書道、レクリエーション活動など）
2. 教養的なもの（文化、歴史、科学、語学など）
3. 社会問題に関すること（社会、時事、国際、環境など）
4. 健康・スポーツ（健康法、医学、栄養、ジョギング、水泳など）
5. 家庭生活に役立つ技能（料理、和洋裁、編み物など）
6. 育児、子育て支援、教育に関すること（育児サークル、PTA活動・学校授業の支援など）
7. 就職や転職のために必要な知識・技能
（就職や転職に関係のある知識の習得や資格の取得）
8. 仕事に関係のある知識の習得や資格の取得に関すること
9. ICTに関すること（パソコン、スマートフォン、タブレットの活用、インターネットやオンライン会議など）
10. ボランティア活動のために必要な知識・技能
11. 自然体験や生活体験などの体験活動
12. その他（具体的に)

【問27】 あなたは、障がい者の生涯学習を支援する活動についてどのように考えていますか。下記の（１）～（４）について、あなたの考えに近いものをそれぞれ選んで番号に○をつけてください。

	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらとも言えない	どちらかと言えばそう思わない	そう思わない
（１）障がい者への市民講座の情報提供が必要だと思う	1	2	3	4	5
（２）障がい者が市民講座を参観する機会が必要だと思う	1	2	3	4	5
（３）障がい者と健常者の共同による講座の開設が必要だと思う	1	2	3	4	5
（４）障がい者のための講座の開設が必要だと思う	1	2	3	4	5

【問28】 生涯学習推進のために、ご意見・ご要望がありましたら、自由に記入してください。

ご協力いただき、誠にありがとうございました。同封の返信用封筒に入れて、
7月7日（月）まで
 に投函くださいますようお願いいたします。